

東広島市歴史文化基本構想



平成 29 年 11 月
東 広 島 市

東広島市歴史文化基本構想

平成 29 年 11 月

東 広 島 市

序 文

東広島市は、豊かな農地と地理的な好条件から、古来、安芸国の中心の一つとして栄え、昭和49年の市制施行後も賀茂学園都市建設・広島中央テクノポリス建設の二大プロジェクトを推進し発展を遂げてきました。その長い歴史や伝統は、史跡三ツ城古墳や安芸国分寺など数多くの遺跡・文化財によって彩られています。

本市は、地方圏において人口増加が継続している数少ない自治体ですが、その割合は鈍化しており、少子高齢化の進展も相まって、市内中心部においては人口が増加し周辺部においては過疎化が進展するという二極化の様相を呈しています。過疎化や高齢化の進む地域では、歴史や伝統文化の担い手が少なくなっているという現実があります。地域で育まれてきた歴史文化遺産は、本市の歴史や文化を知る上で欠くことができないものであり、一度失われてしまうと、二度と再生することができない他に替え難い貴重な財産です。このたび、その大切な本市の歴史・文化遺産を保存するとともに、魅力を発信し、活用するために、東広島市歴史文化基本構想を策定いたしました。

歴史や文化は、様々な人や事象が複雑に関係しながら形成され、それは絶えることなく現在にまで影響を及ぼし、今の私たちの社会を形づくっています。本構想は、関連しあう個々の文化財を事象や地域ごとに結び付け、面として保存・活用を図ることで、それら地域の人々によって守り伝えられてきた文化遺産を次の世代に適切に継承するとともに地域を活性化するための基本方針とするためのものです。

一方で、本構想は、本市の文化財の新たな保存と活用の指針を示したに過ぎません。本構想を活用し、市民とともに本市の豊かな歴史文化を活かすことこそが求められるのであり、私たちに課せられた次世代への責任の重さを改めて感じるものです。

最後に、歴史文化基本構想の策定にあたり、文化庁をはじめ、東広島市歴史文化基本構想策定委員会委員の各委員のみなさまにご指導、ご鞭撻を賜りましたことをここに深く感謝いたします。

平成29年11月

東広島市教育委員会教育長 津森 毅

例 言

- 1 本書は、平成29年度に策定した東広島市歴史文化基本構想である。策定に当たっては、原案を東広島市教育委員会生涯学習部文化課で作成し、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（委員長：戸田常一）において検討・審議を重ねて作成したものである。
- 2 本書の図4-3、図4-4、図4-5、図4-6、図4-7、図4-9、図6-1では、国土地理院の電子地形図20万「広島」を下図として使用し、また、図4-8は、国土地理院の電子地形図25000を下図として使用した。
- 3 本書で使用した写真・画像は、特に断らない限り、東広島市が著作権を有する。
- 4 本書の挿図・表・写真については、章ごとにそれぞれ通し番号を付し、「図2-2」「表2-2」「写真2-2」のように統一した。
- 5 本書第3章第3節2は、東広島市の委託により、株式会社ビアンシステムズが集計、整理を行い、まとめたものである。

目次

第1章 歴史文化基本構想策定の目的と位置づけ	1
第1節 歴史文化基本構想策定の背景と目的	1
1 歴史文化基本構想策定の背景	1
2 歴史文化基本構想策定の目的	1
第2節 歴史文化基本構想の位置づけ	2
第3節 基本構想策定の経過	2
1 基本構想策定のスケジュールと事業の実施状況	2
2 検討体制	3
第2章 東広島市の概要	5
第1節 東広島市の位置と環境	5
1 位置	5
2 自然環境	6
3 歴史的環境	9
4 交通	12
第2節 指定文化財の状況	14
1 有形文化財	14
2 民俗文化財	14
3 記念物	14
4 登録文化財	14
第3節 東広島市の埋蔵文化財	23
1 埋蔵文化財の取扱い	23
2 遺跡把握の状況	23
3 既往の発掘調査とその体制	23
4 東広島市の埋蔵文化財の特色	24
5 東広島市の埋蔵文化財の課題	24
第3章 東広島市の文化財の総合的な把握	26
第1節 基礎調査の手法と事業実施の流れ	26
1 基礎調査の手法	26
2 基礎調査の成果	26
第2節 基礎調査の課題と展望	28
第3節 住民に対する歴史文化に関するアンケート調査	29
1 住民自治協議会に対するアンケート調査	29

2	市民に対するアンケート調査	30
第4章	東広島市の歴史文化の特性と関連文化財群	42
第1節	東広島市の歴史文化の特性と地域性	42
第2節	関連文化財群	44
第3節	関連文化財群の設定	44
第5章	文化財の保存・活用の基本理念と方針	69
第1節	保存・活用の基本理念	69
第2節	保存・活用の基本方針	69
1	文化財保存の基準	69
2	文化財の固定的価値と可変的価値の向上	70
3	文化財をめぐる地域の価値の創造・向上	70
4	文化財の保存・活用の方針	72
5	文化財の防災・防犯対策	72
第6章	歴史文化保存活用区域	73
第1節	歴史文化保存活用区域について	73
第2節	歴史文化保存活用区域の設定	73
1	歴史文化保存活用区域設定の枠組み	73
2	歴史文化保存活用区域の設定	73
第3節	歴史文化保存活用区域と取組みの方針	75
1	歴史文化保存活用区域の保存・活用に関する取組みの方針	75
2	歴史文化保存活用区域の小区域の設定	77
第7章	文化財の保存・活用を推進するための体制整備	78
第1節	市民の参加と協働の体制	78
1	住民等の参加による保存・活用の体制づくり	78
2	文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成	79
第2節	文化財の保存・活用の発展的展開	79
1	歴史文化を活かしたまちづくりの展開	79
2	広域的な連携・交流による文化財の保存・活用の推進	80

挿 図 目 次

図2-1	東広島市の位置図	5	図4-3	東広島市の地形と環境 関係地図	48
図2-2	東広島市の地勢図	7	図4-4	古墳文化の開花 関係地図	51
図2-3	東広島市の月別平均気温と降水量(1971～2010)	8	図4-5	仏教文化の広がりと神仏習合の記憶 関係地図	54
図2-4	東広島市の水系図	8	図4-6	大内氏の安芸国支配と国衆 関係地図	57
図2-5	東広島市内交通網	3	図4-7	賀茂台地の暮らしと信仰 関係地図	61
図3-1	既往の文化財基礎調査	26	図4-8	海に生きる-漁と暮らし 関係地図	64
図3-2	回答者の地域別の比率	26	図4-9	近代の酒造りと吟醸酒の誕生 関係地図	67
図3-3	歴史文化に関する市民の興味事項	31	図4-10	西条の酒蔵群	68
図3-4	市民が接する機会が多い文化財・文化遺産	33	図4-11	三津の酒造地の文化財群	68
図3-5	東広島市の特徴的な歴史・文化	35	図5-1	文化財に対する投資(取り組み)と文化財を巡る地域の価値との関係に関するグラフ	70
図3-6	市民の関心のある文化財・文化遺産	37	図5-2	文化財と投資(取り組み)の関係	71
図3-7	文化財・文化遺産の保存や活用の協力事項	39	図6-1	東広島市歴史文化保存活用区域	74
図4-1	縄文時代から中世の遺跡分布	43	図7-1	歴史文化遺産の保存・活用の関係	78
図4-2	東広島市の歴史文化の特性と関連文化財群	45			

表 目 次

表2-1	東広島市内指定文化財一覧	15～17	表3-3	地区別 市民が接する機会が多い文化財・文化遺産	33
表2-2	東広島市内登録有形文化財一覧	18～20	表3-4	地区別 東広島の特徴的な歴史・文化	36
表2-3	東広島市内登録記念物	20	表3-5	市民の関心のある文化財・文化遺産	37
表3-1	地域別の回答者数と回答率	30	表3-6	文化財・文化遺産の保存や活用の協力事項	40
表3-2	地区別 歴史文化に関する市民の興味事項	32	表6-1	保存活用区域と区域内の主要文化財	75～77

写 真 目 次

写真1-1	賀茂鶴酒造8号蔵と煙突	4	写真4-12	塔ノ岡古墳(豊栄町)	50
写真2-1	重要文化財 旧木原家住宅(高屋町:表2-1・5)	21	写真4-13	保田古墳(黒瀬町)	50
写真2-2	県重文 銅鐘(福成寺:西条町:表2-1・10)	21	写真4-14	二反田古墳出土須恵器(河内町)	50
写真2-3	県重文 木造釈迦如来坐像(安芸津町:表2-1・16)	21	写真4-15	安芸国分寺跡 僧房及び講堂跡(西条町)	53
写真2-4	県天然記念物 シャクナゲの群落(福富町:表2-1・25)	21	写真4-16	木造薬師如来坐像(國分寺:西条町)	53
写真2-5	県天然記念物 畷山神社の巨樹群(豊栄町:表2-1・30)	21	写真4-17	竹林寺本堂(河内町)	53
写真2-6	市史跡 仙人塚古墳(高屋町:表2-1・33)	21	写真4-18	竹林寺縁起絵巻(部分)(河内町)	53
写真2-7	市重文 真光寺宝篋印塔(河内町:表2-1・63)	21	写真4-19	紙本墨書大般若経(本宮八幡神社:豊栄町)	53
写真2-8	市重文 大多田神社の懸仏(黒瀬町:表2-1・79)	22	写真4-20	懸仏(門前神社:黒瀬町)	53
写真2-9	市重文 五部大乘経(志和町:表2-1・73)	22	写真4-21	鏡山城跡遠景(西条町)	55
写真2-10	市重要無形民俗文化財 祝詞山八幡神社の神賑行列(安芸津町:表2-1・105)	22	写真4-22	柚城跡遠景(八本松町)	56
写真2-11	登録記念物 前垣氏庭園(寿延庭:西条町:表2-3・1)	22	写真4-23	槌山城跡(八本松町)	56
写真2-12	登録有形文化財 時報塔(志和町:表2-2・1)	22	写真4-24	白山城跡(高屋町)	56
写真2-13	登録有形文化財 福美人酒造事務所(表2-2・10) 登録有形文化財 福美人酒造1号蔵(表2-2・11) 登録有形文化財 福美人酒造2号蔵(表2-2・13) 登録有形文化財 福美人酒造恵比寿蔵煙突(表2-2・18) 登録有形文化財 福美人酒造門柱(西条町:表2-2・19)	22	写真4-25	頭崎城跡(高屋町)	56
写真2-14	出土文化財管理センター	24	写真4-26	米山城跡(志和町)	56
写真2-15	西本6号遺跡(高屋町)	25	写真4-27	本宮八幡神社拝殿(豊栄町)	60
写真3-1	重要文化財福成寺本堂内厨子及び須弥壇(西条町)	26	写真4-28	福岡八幡神社本殿(高屋町)	60
写真3-2	市重要文化財 並瀧寺庫裏(志和町)	27	写真4-29	養国寺山門(高屋町)	60
写真3-3	登録有形文化財 西條鶴醸造角屋(西条町)	27	写真4-30	五行祭(豊栄神楽)(豊栄町)	60
写真3-4	登録有形文化財 白牡丹酒造延宝蔵南端棟(西条町)	27	写真4-31	野坂完山之墓(西条町)	60
写真3-5	吾妻子の滝(西条町)	28	写真4-32	居蔵造りの民家	60
写真4-1	サイジョウコウホネ	47	写真4-33	西条盆踊りポスター(昭和10年)	60
写真4-2	ため池の水草	47	写真4-34	安芸津町空中写真	62
写真4-3	ブッポウソウ	47	写真4-35	三種神社の船絵馬(部分)(安芸津町)	63
写真4-4	オオサンショウウオ	47	写真4-36	現在の三津港(安芸津町)	63
写真4-5	カスミサンショウウオ	47	写真4-37	二馬手塩田の樋門跡(安芸津町)	63
写真4-6	ホボロ島(安芸津町)	47	写真4-38	明治期の元屋(光保家)	63
写真4-7	ウラギク(安芸津町)	47	写真4-39	龍王島周辺のカキ筏(安芸津町)	63
写真4-8	三ツ城古墳(西条中央)	49	写真4-40	「漂流記」表紙	63
写真4-9	岩幕山古墳(黒瀬町)	50	写真4-41	旧木原家住宅(高屋町)	66
写真4-10	山王第6号古墳石棺(豊栄町)	50	写真4-42	三浦仙三郎銅像(安芸津町)	66
写真4-11	仙人塚古墳石棺(高屋町)	50	写真4-43	賀茂鶴酒造本社(西条町)	66
			写真4-44	旧広島県醸造試験場西条支場醸造蔵(西条町)	66
			写真4-45	西条の酒蔵(西条町)	66
			写真4-46	榊山八幡神社(安芸津町)	66
			写真5-1	文化財防火ゲージの訓練状況(明眼寺:福富町)	72
			写真7-2	住民自治協議会が作成したパンフレット等	80

第1章 歴史文化基本構想策定の目的と位置づけ

第1節 歴史文化基本構想策定の背景と目的

1 歴史文化基本構想策定の背景

平成19年10月30日に提出された『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』において、地域の文化財を総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくための方策として、文化財保護制度による文化財の保護施策とそれ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度を利用した周辺環境の保護の施策を体系的に位置づけ、一貫性をもって実施するための基本構想（歴史文化基本構想）の策定の重要性が提言された。

平成24年2月には文化庁文化財部によって『「歴史文化基本構想」策定技術指針』が示され、「歴史文化基本構想」を、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想であると規定した。これまでの文化財保護行政で行われてきた文化財保護法に定める6類型の文化財を指定制度によって個別に保護していく手法のみならず、未指定文化財についても地域内の文化財の把握を通じて、総合的に保存・活用する方策をとるとしたものである。各地方公共団体は「歴史文化基本構想」の理念に沿って文化財保護の基本的方針を定め、さらに文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するためのマスタープランを地域的・個別的事情に応じて定めることが求められたのである。

東広島市では、平成17年2月の周辺5町との合併を経て、町ごとに行っていた文化財保護行政を統括し、各町が指定していた指定文化財についても平成24年度までに見直しを行い、再整理を実施した。見直しによって指定解除した文化財も17件にのぼる。文化財の6類型とその指定基準を定めての運用を厳密にすれば、その基準から外れる文化財が存在することはやむを得ない。一方で、貴重な文化財として守ってきたものが、突然その価値を否定されることは、所有者をはじめとする地域住民としては受け入れがたい面があった可能性がある。かたや学術的な文化財の価値を追求し、かたや地域の宝、誇りとして文化財に価値を見いだすという立場の違いが鮮明となっている。ある意味行政と地域住民の意識の差が表面化したとすることが可能である。上記の問題点は本市の文化財保護行政が抱える課題の一端に過ぎないが、文化財を活用して地域のアイデンティティーの形成や文化振興を図るためには、従来の文化財保護施策だけでは限界がある。このような限界に対して、歴史文化基本構想は指定・未指定にかかわらず地域の文化財を幅広く捉えて総合的に保存・活用を図る点に特徴があり、上記の課題の解決や文化財を活用した地域のアイデンティティーの確立、文化財の総合的な保存・活用を図る上で大きな力となることが期待された。

2 歴史文化基本構想策定の目的

1のような背景から、東広島市には指定・登録文化財に限らず、指定基準を満たさないまでも地域で大切に保存されてきた文化財や歴史的・文化的に貴重な文化財をも包括的に保存し、なおかつ活用するための施策が求められていた。そこで、東広島市では20年、30年という長期的視野に立って、多様な文化財と、その文化財を生み育んできた歴史文化を総合的に保存・活用し、地域の魅力と活力の向上を図ることを目的として「東広島市歴史文化基本構想」を策定することとした。

第2節 歴史文化基本構想の位置づけ

東広島市では、「第四次東広島市総合計画」（平成19年～平成32年）の「まちづくり大綱」において5つのまちづくり大綱を定めている。その大綱は、

- 1-一人づくり-個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち
- 2-安心づくり-安全で安心な暮らしを地域で支えあうまち
- 3-快適づくり-環境と調和した生活しやすいまち
- 4-活力づくり-交流が盛んなにぎわいのあるまち
- 5-自立のまちづくり-新たな発想を活かした自立と協働のまち

の5つである。全ての大綱が歴史・文化と関係するものであるが、特に3-快適づくり-ではまちづくり目標を「東広島らしさを継承し、創造できるまち」に設定し、東広島市の特色である、赤瓦のある田園風景、酒蔵と煙突のあるまちなみなどの文化的景観や三ツ城古墳、安芸国分寺などの歴史遺産、瀬戸内海や賀茂台地の美しい自然を市民共有の貴重な財産と位置づけ、その保護と活用を図ることで、東広島市独自の特色ある歴史文化資源を市民と行政が連携しながら次世代に継承しつつ、東広島らしさを大切にした景観の保全と魅力あるまちづくりを進めることとしている。

これらの大綱は、「第四次東広島市総合計画」で本市の将来都市像とされた「未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～」を実現するためのものである。そのために歴史文化が果たす役割は極めて大きいといえる。このことから、平成29年から始まる「第四次東広島市総合計画後期基本計画」では、上記のまちづくり、特に「3-快適づくり」の「環境と調和した生活しやすいまち」の実現を目指し、「歴史・文化の継承と新たな市民文化の創造」を目標に、歴史文化基本構想の策定をその施策の中心に据えている。また、「4-活力づくり」の「交流が盛んなにぎわいのあるまち」についても「にぎわいのある都市拠点・地域拠点の形成」において「酒蔵地区景観形成の促進」等に歴史・文化を活用することが謳われている。

本市には国立大学法人広島大学を始めとして、私立の近畿大学工学部、広島国際大学、エリザベト音楽大学の4大学が所在している。これまでも本市の歴史文化の調査・研究・教育普及に当たって緊密な連携を図ってきたが、将来都市像の実現のためにこれまで以上の連携が求められる。

このように、「東広島市歴史文化基本構想」は「第四次東広島市総合計画後期基本計画」の理念・目標を実現するための歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランということが可能であり、時代の要請にあわせて本市総合計画を補完するとともに、関連計画との連携・調整を図りながら、歴史文化の側面から本市の各施策の推進を支える役割を担うものである。

本基本構想については、本市の総合計画との整合性を図りながら、時代の要請に合わせ、概ね10年を目途に見直しを行うものとする。

第3節 基本構想策定の経過

1 基本構想策定のスケジュールと事業の実施状況

東広島市は、平成28年度に歴史文化基本構想の策定を構想し、平成29年度に基本構想の策定、平成30年度以降に歴史文化保存活用計画を策定することを計画した。まず単市で文化財把握のためにこれまで実施してきた文化財基礎調査で不十分であった分野・地域の文化財悉皆調査を実施した。その上で、国庫補助を受けて平成29年度から1カ年計画で策定事業に着手し、年度当初に策定委員会を設

置するとともに3回の策定委員会と3回のワーキング¹を実施した。委員会は全て公開とし、事業の周知を図った。また、平成29年2月に住民自治協議会に対しアンケートを実施するとともに、同年5月に無作為抽出で市民1,000人を対象に文化財に対する意識調査を行った。そのほか、11月にWEBを利用したモニタリング調査を実施した。

2 検討体制

東広島市では、東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（東広島市教育委員会規則第5号 平成29年3月21日公布）により、東広島市歴史文化基本構想策定委員を委嘱し、歴史文化基本構想の検討を行った。本委員会は、3回の策定委員会を開催し、基本構想の策定に至った。

○東広島市歴史文化基本構想策定委員（任期：平成29年6月1日から平成31年3月31日）

	氏名	専門分野	所属団体等
委員長	とだ つねかず 戸田 常一	まちづくり	広島大学名誉教授・大学院特任教授 元東広島市総合計画審議会会長
委員長職務 代理者	さたけ あきら 佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化 財保護審議会委員
	あまの こういちろう 天野 浩一郎	郷 土 史	東広島郷土史研究会会長
	いしかわ のりこ 石川 典子	—	(公社)東広島市観光協会
	おおとう ゆみこ 大藤 由美子	動 物	元教諭 市文化財保護審議会委員
	こだま のぶやす 兒玉 伸泰	学 校 教 育	東広島市立郷田小学校校長
	ウェルナー・シュタ インハウス	考 古 学	広島大学大学院文学研究科客員准教授
	たけおか さとこ 竹岡 訓子	—	元小学校校長 スクールソーシャルワーカー
	たにかわ だいすけ 谷川 大輔	建 築 史	近畿大学工学部准教授
	とくなが きょうこ 徳永 京子	—	東広島ボランティアガイドの会会長
	みむら やすおみ 三村 泰臣	民 俗 芸 能 学	元広島工業大学教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化財保護審議会委員
	むかいだ ゆうじ 向田 裕始	文 化 財	元広島県教育委員会文化財課課長 廿日市市文化スポーツ振興事業団理事

¹ ワーキングは、策定委員会を円滑に進めるために、委員長及び委員長職務代理者と事務局が、議題や基本構想の内容について検討・協議するために実施した。

東広島市教育委員会事務局

教育長	津森 毅
生涯学習部長	下宮 茂
生涯学習部次長兼文化課長	岡田誠有
文化課参事兼文化財係長	石井隆博
文化財係主査	吉野健志
文化財係主任主事	神本良彦
文化財係主事	山内大輔
文化財係主事	難波直希
文化財係主事	田井智大

○策定委員会の経過

第1回策定委員会 平成29年7月11日（火）

議題《報告》(1) 歴史文化基本構想の概要について (2) スケジュールについて
《議事》(1) 内容について

第2回策定委員会 平成29年9月5日（火）

西条酒蔵地区現地調査

議題《議事》(1) 内容の検討

第3回策定委員会 平成29年10月13日（金）

議題《議事》(1) 策定案の諮問について (2) アンケート結果の考察 (3) 関連文化財群について
(4) 骨子案の確認

○東広島市教育委員会規則第5号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（巻末資料に全文掲載）



写真 1-1 賀茂鶴酒造 8号蔵と煙突

第2章 東広島市の概要

第1節 東広島市の位置と環境

1 位置

東広島市は、昭和49年に西条町、八本松町、志和町、高屋町からなる市域で市制施行し、平成17年に周辺の黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町と合併し、面積は約635㎢となり、広島県の約7.5%を占める市域となっている。

北は三次市や安芸高田市、南は呉市、西は広島市、東は三原市、竹原市と接しており、広島県における県央の中心都市となっている。

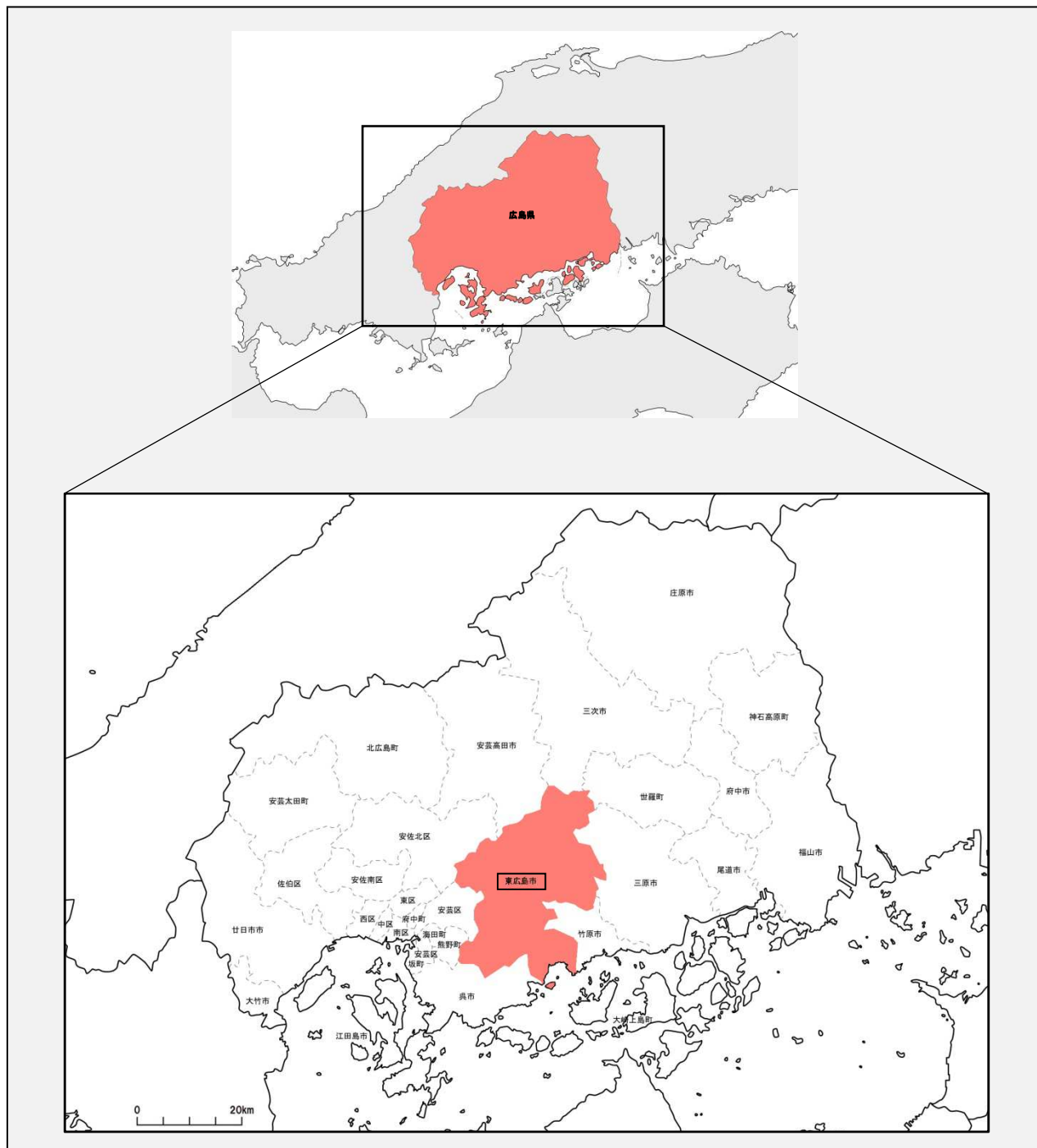


図 2-1 東広島市の位置図

2 自然環境

東広島市は、周囲を標高 400～500mの低い山々に囲まれた標高 200m～400m の盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平坦地に恵まれている。また、南東部は瀬戸内海に面しており、沿岸部に小規模な平坦地が広がり、大芝島等の島しょ部がある。

東広島市の地質構造は、『広島県史』（地誌編）によれば、中国地方、広島県という広域に形成された地質構造の一部である。概観すると、中国帯と呼ばれる古生層・変成岩と領家帯と呼ばれる変成岩・花崗岩が帯状に配列していたところへ、中生代白亜紀に広範囲に流紋岩の噴出や花崗岩の進入があった。また、白亜紀から第三紀初めにかけて、広島花崗岩が中国帯と領家帯の間に割って入るように入っている。広島花崗岩は広島県南部から岡山県南部にかけて分布し、西は山口県西部、北は島根県邑智郡まで分枝が見られる。風化しやすく、いわゆる「真砂土」と呼ばれる風化花崗岩となる。本市の中央部は広島花崗岩が優勢であり、西条町、高屋町、黒瀬町にまたがる西条盆地は、広島花崗岩体が風化・削剥されて生じた浸食盆地である。盆地の南半部は西条層と呼ばれる砂層と粘土層の互層からなる厚い堆積層を形成している。寒冷植物化石群の存在から、最新世ミンデル氷期（約 40～50 万年前）以前に形成されたと考えられている。市域中央部で広島花崗岩が優勢なのに対し、北部及び南部は高田流紋岩が広範囲に見られる。流紋岩は浸食に対して耐性が強く、浸食に弱い花崗岩との境界付近では岩が露出した険しい地形がよく見られる。

本市の気候は、標高が北に高く南に低い地形のため、冬季の気温、積雪量に差はみられるが、全体的に比較的温かな気候である。また、瀬戸内海に面する地域は、四季を通じて寒暖の差が少なく、市内の中でも温暖な気候となっている。年平均気温は大体 13～14℃で、夏期 8 月の平均最高気温は 31.3℃（過去最高気温は 37℃）、冬期 2 月の平均最低気温は -2.9℃（過去最低気温は -12.6℃）である。年間平均降水量については 1,450mm前後となっている。

東広島市のうち、安芸津町を除く地域は、一級河川太田川、江ノ川、芦田川、二級河川瀬野川、黒瀬川、沼田川、賀茂川の 7 水系に属しており、流域としての一体性は乏しい。その中で、旧市地域、福富町、豊栄町、河内町を流れる沼田川水系と旧市地域、黒瀬町を流れる黒瀬川水系の流域が大部分を占めている。

一方、安芸津町は、二級河川の高野川、蛇道川、三津大川、木谷郷川、三畝川の 5 河川が南北に流れているが、まとまりのある流域は形成されていない。

次に植生について概観する。本市域の森林部はほぼ全て二次林である。かつて、昭和 60 年代まではほぼ全域アカマツ林に覆われており、その間にコナラ・アラカシ群落、スギ・ヒノキの植林が見られたが、燃料や肥料を得る場としての山林の利用が減少すると雑木や草が茂り、アカマツを圧倒するようになる。昭和の末期から平成にかけてマツクイムシの被害などにより、アカマツ林はほぼ壊滅し、現在は照葉樹林と落葉広葉樹が相混じる状況となっている。

また、本市域は上記のように県内主要河川の大部分の水源となっており、河川の水量が乏しいことから数多くのため池が造成されている。このため、ため池や中小河川に代表される水辺の植物が豊富である。特にサイジョウコウホネは西条盆地の固有種として知られており、市域の水生植物を代表するものである。

沿海から中国山地の脊梁に近い北部の台地まで、多様な環境の下にある本市域は動物相も豊かである。大型獣ではイノシシ、シカはもちろん、北部ではクマの報告例も多い。小型獣ではキツネ、タヌキ、アナグマ、ウサギ、テン、イタチ、ムササビなどが見られる。また、特別天然記念

物のオオサンショウウオを始め、カスミサンショウウオ、アカハライモリ、各種カエル類、などの両生類、マムシ、ヤマカガシ、シマヘビなどの爬虫類も数多く見ることができる。

魚類は海水魚と淡水魚がある。海水魚はスジハゼやアミメハギなどを始として 35 科 58 種が確認されている。淡水魚も多数が確認されているが、黒瀬川水系にナマズやカワムツ、ドンコ、ハヤなどが生息するのに対し、沼田川水系、太田川水系などでは海から遡上するアユ、ウナギなども見ることができる。

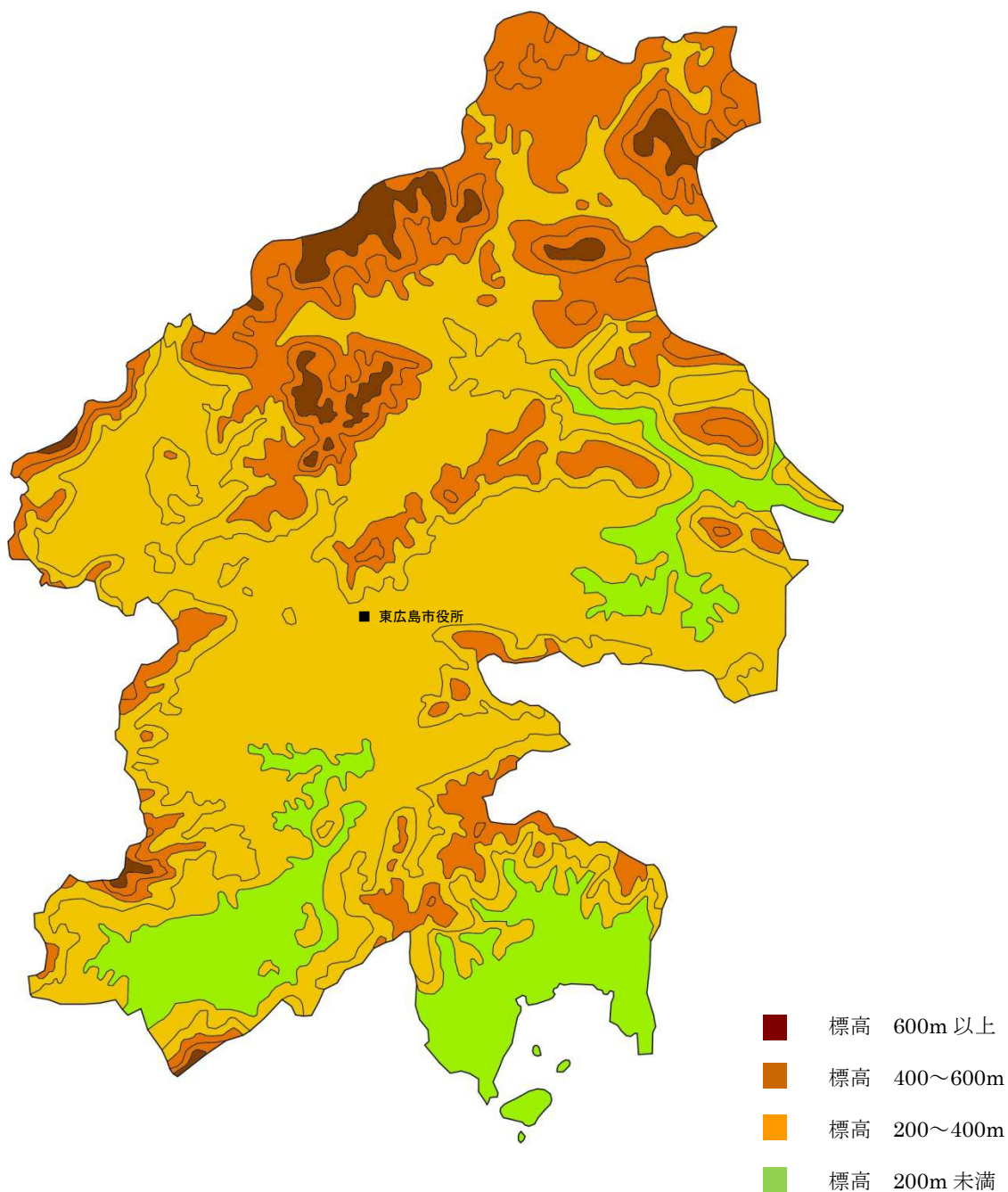
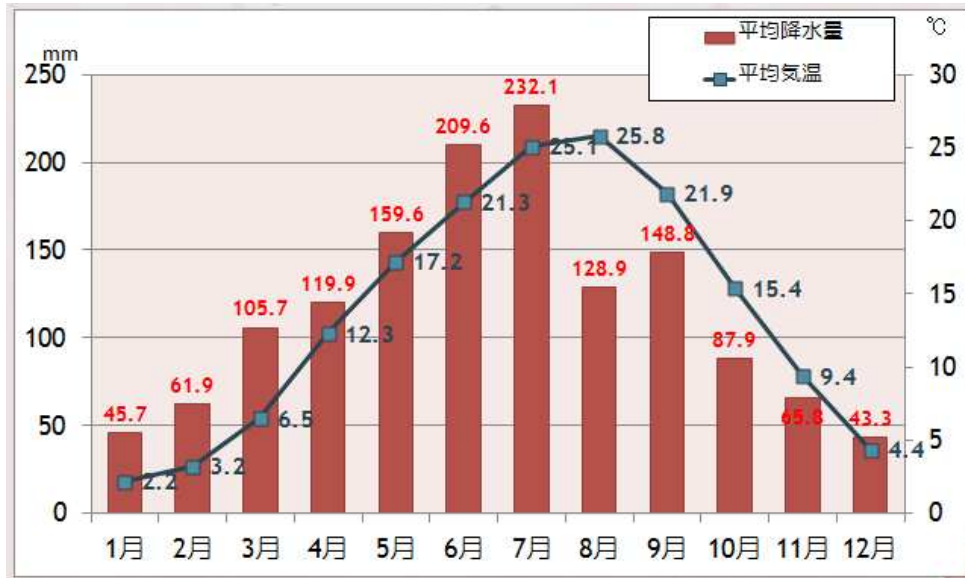


図 2-2 東広島市の地勢図



折れ線は平均気温、棒グラフは平均降水量を示す

図 2-3 東広島市の月別平均気温と降水量 (1971~2010)



図 2-4 東広島市の水系図

3 歴史的環境

原始

東広島市の西条盆地に人類が住み始めた時期は明確ではないが、これまで知られている遺物の中で最古の石器として位置づけられるのは、広島大学構内で発掘調査された鴻の巣遺跡（鏡山）の台形様石器や局部磨製石器であり、これらは後期旧石器時代初頭に位置づけられている。また、近接する西ガガラ遺跡（鏡山）では、後期旧石器時代前半の集落跡が検出されている。このほか、広島大学構内では、ぶどう池南遺跡、山中遺跡、山中池南遺跡、平木遺跡、新池遺跡などで旧石器時代の石器が出土している。

広島大学以外では、山陽自動車道西条インターチェンジ西側の台地上や、山陽新幹線東広島駅の段丘上でも旧石器時代に属すると考えられる石器が散発的に表採されていて、これらのように第四紀洪積世の台地上面に旧石器時代の遺跡の広がりが想定されている。

縄文時代の遺跡は、集落と思われる遺跡はわずかながら知られているものの、埋葬関係の遺跡は知られていない。縄文時代の遺跡には、旧石器時代の住居とともに早期の住居跡が検出された西ガガラ遺跡などや、和田平遺跡（西条町福本）、七ツ池遺跡群（八本松南）、刈又池遺跡群（西条町寺家）などがある。

弥生時代に入ると、確認された遺跡数は飛躍的に増加する。

前期の遺跡は少なく、中期ごろから遺跡の数は徐々に増加し、後期にそのピークを迎える。集落の立地は、弥生時代前期～中期前半頃まではその多くが谷や小河川に面した微高地や自然堤防上に立地するが、中期後半から後期にかけては、それまでより高い位置、概ね低地との比高 10～30m 前後の丘陵上ないしその斜面へと立地を変える。

弥生時代前期の集落遺跡には、木の葉文をもつ前期の壺などが出土し、土壙墓及び壺棺墓などが検出された貞付谷遺跡（西条町寺家）や、小西遺跡（西条町西条東）、黄幡 1 号遺跡（西条町下見）、西東子遺跡（西条町田口）などがある。

弥生時代中期の集落遺跡には、前出の黄幡 1 号遺跡や西東子遺跡、下上戸遺跡（西条町御菌宇）があり、そこには谷水田に関わるような遺構や、投棄された多量の分銅形土製品の出土が見られる。

後期になると、盆地北部に当たる西条町北部や高屋町の丘陵上にはほぼ全域にわたり遺跡が確認されるようになる。この時期には、丘陵斜面に段状の状居跡が確認された助平 2 号遺跡（西条中央）、や大槓 3 号遺跡（西条中央）、西本 3・4 号遺跡（高屋町杵原）、東広島ニュータウン遺跡群（高屋町杵原、高屋堀）などのように堅穴住居を主体とする規模の大きな集落遺跡が出現する。また、西本 2 号遺跡（高屋朝杵原）では土坑墓や箱形石棺で構成された集団墓地が検出され、陣が平 2 号遺跡（西条下見）では、貼石を持つ方形台状墓が検出されている。

古墳時代になると、当地域にも多くの古墳が造られ、東広島市内で約 700 基前後の古墳が確認されている。古墳に比べて集落遺跡は、前期～中期は確認されている遺跡数が少なく、後期になるとやや増える。

東広島市内で最も初期の古墳は、堅穴式石室 2 基を持つオガ迫第 1 号古墳（高屋町宮領）で、出土遺物から概ね 4 世紀の初め頃と推定される。4 世紀後半ごろになると、白鳥古墳（高屋町郷）が築造されている。5 世紀に入ると、他地域でも見られるように、首長墓の墳丘が大型化してくる。5 世紀初め頃に築造されたと考えられる古墳に、長者スクモ塚古墳群（西条町御菌宇）がある。その後、西条中央に三ッ城古墳群が形成される。

三ッ城第2号古墳は、直径約25mの円墳で、墳丘斜面に葺石を持つが埴輪は樹立されていない。第1号古墳との立地の関係から第1号古墳に先行する古墳と推定される。

三ッ城第1号古墳とは、全長約92mの広島県最大規模の前方後円墳で、3段築成の墳丘をもち、墳丘の上2段に葺石をもつ。墳丘の各段築面には埴輪が隙間なく立て並べられていて、その総数は約1850本にもなる。三ッ城古墳以降、有力首長層の墳墓と考えられる大型の前方後円墳は当地域には見られなくなる。

6世紀になって、横穴式石室を埋葬施設にもつと推定されている全長約30mの森信第1号古墳（高屋町郷）が造営される。6世紀後半以降は、横穴式石室をもつ円墳の古墳群が多く造られてくる。原田岡山古墳（高屋町溝口）や鍋谷古墳群（高屋町小谷）、志村古墳群（高屋町小谷）などは6世紀後半から7世紀中頃にかけて造営・使用された古墳である。保田古墳（黒瀬町小多田）は、全長約25mの前方後円墳であるが、後円部、くびれ部、前方部の3箇所横穴式石室を持つ特異な古墳である。

このうち、7世紀末以降の墳墓については明らかになっていない。

7世紀第4四半期になると、集落とは全く異なる性格の遺跡が出現する。西本6号遺跡（高屋町大畠）は、2重の溝によって約90m×80mの方形に区画された空間の中に、独立棟持柱をもつ掘立柱建物跡と大型の四面庇建物など8棟の掘立柱建物群をもっており、「解除」と墨書された須恵器や、毛彫馬具など、祭祀性の強い遺物が出土している

古代

奈良時代になると、西条盆地北縁の緩傾斜地に安芸国分寺（西条町吉行）が造営されている。安芸国分寺は、天平勝寶二年（750年）銘の木簡や、「安居」や「齋会」など宗教行事を示す墨書のある須恵器が出土しており、概ね750年前後には主要な施設が造られていたと考えられる。

このほか、古代山陽道が当地（西条町～八本松町）を東西に貫いていたことが推定されているが、その正確なルートは確認されていない。

中世

平安時代に入ると、荘園制度が確立されていく中で、現在の東広島市域には、志芳荘、高屋保、造果保、久芳保、沼田新荘といった荘園が置かれるようになる。平安時代から鎌倉時代にかけて当地域においても荘園を現地で管理し、力を蓄えた地頭と呼ばれる武士たちが台頭するようになってくる。

西条盆地では11～12世紀中頃まで現在のJR西条駅西側を流れる半尾川を境界として東条・西条両郷に分けられており、両郷は国衙領として当時の政治の中心的な施設が置かれたと推定されている。

南北朝・室町時代に入ると、東条・西条を中心とした地域は東西条と呼ばれるようになり、山口を本拠として中国地方西部から九州北部に勢力を張った大名大内氏の所領に組み込まれる。大内氏の安芸国における勢力伸張とともに東西条の範囲も拡大し、備後国世羅郡に属した豊栄町の一部や沼田新荘に含まれる河内町、豊栄町の一部を除く本市域の大部分と呉市の一部、安芸郡熊野町域にまで広がっている。一方、東西条に含まれなかった高屋保、造果保は在地の領主である平賀氏が、志芳荘は同じく在地の領主である天野氏が治めた。西条盆地の覇権を巡っては大内・細川・尼子氏らによる攻防が繰り返され、当時の政治的・軍事的な動向を反映した城跡が多く残っている。

代表的な城跡としては、鏡山城跡（鏡山）がある。これは大内氏が安芸国における拠点として築いたもので、室町時代前半には細川氏と、後半には尼子氏との対決の場となった。大内氏の拠点はその

後、杣城、槌山城へと変遷した。

大内氏、尼子氏が滅亡し、毛利氏が中国地方を統一すると、当地域も毛利氏の領国に組み込まれることとなり、四日市（西条本町、栄町周辺）を含むその周辺の地域は毛利氏の直轄領となっていたことが文禄年間（1592～1595）の「八箇国御時代分限帳」（山口県立文書館蔵）にみられる「四日市目代」から明らかとなっている。

近世

江戸時代になると、東海道以下の五街道や脇往還も次第に江戸幕府の直接管轄下に入り、交通政策の推進により、駅伝事務を扱うための町場が整備されていった。西国街道は、大坂・豊前小倉間を結ぶ重要な脇往還であったが、四日市は陸上交通制度の整備に伴い、「近世の宿場」として整えられていった。主要交通路の整備、年貢米や領内物産の運送に必要な輸送路や水運の開発は、毛利氏によって先鞭が付けられ、その後関ヶ原の合戦を経て慶長5年（1600年）に入部した福島氏によってさらに整備された。芸備における交通制度の本格的な整備の画期は、福島氏の後、広島藩主となった浅野氏時代の寛永10年（1633年）幕府巡見使の巡察にあるが、四日市の整備も同年の御茶屋（本陣）の造営にはじまるものと思われ、この巡察に備えて道幅は街道が約2間半、裏道は3尺に定められ、領内道路網の整備が一挙に進んだ。その後脇本陣、郡御役所や割庄屋の設置、伝馬15匹の常地など近世宿駅としての体裁も次第に整えられ、やがて藩内道路交通の拠点に位置することもあって安芸国内の宿駅の中でも重要な位置を占めるに至った。

海上交通については、江戸時代、三津村（安芸津町）に設置された御蔵所に、賀茂郡や豊田郡内の村々で収穫された年貢米が集められ、さらに船で瀬戸内海を経て、大坂に置かれた広島藩の蔵屋敷に廻送された。

また、農業について見ると、江戸時代を通じて、賀茂郡、豊田郡は安芸国内の中でも有数の穀倉地帯となっていたことが広島藩の地誌である『芸藩通志』により明らかとなっている。一方、沿岸部の木谷、風早では元禄期から塩田による製塩が盛んに行われた。豊田郡の木谷村は、製塩のほかにも大型の廻船の拠点としても知られる。『芸藩通志』によれば、木谷浦には最大1590石の船があり、幕府の御城米や大名の藩米の輸送を行っていた。

近代

酒造業は、西条では延宝年間（1673年～1681年）に始まると伝えられているが、江戸期は四日市宿の需要を賄う程度の小規模なものであった。その後、近代に入り、明治27年（1894年）に山陽鉄道が開通したことや、三津村の三浦仙三郎らによる技術革新等により、西条は多くの蔵が建ち並ぶ酒造業の一大中心地となった。

鉄道では、上記の山陽鉄道の開通に続き、呉・三原間の三呉線（現在の呉線）が計画され、昭和10年に全線が開通した。

太平洋戦争が開戦すると様々な影響が市域にも及ぶようになる。昭和17年、鎮守府が置かれ海軍の重要拠点となっていた呉市の用水確保のために下三永村（西条町）に水源が建設されたほか、宗吉村（八本松町）に弾薬庫が建設された。また、昭和17年、三井造船株式会社の造船所を誘致する中で、その受け皿として賀茂郡三津町、同早田原村、豊田郡木谷村の3町村が合併して安芸津町が誕生した。三井造船株式会社の安芸津造船所は昭和21年を完成予定とし、急ピッチで建設が進み、昭和20年に

は1号船を進水させているが、終戦により閉鎖となった。

現代

本市域は、太平洋戦争での空襲の被害も少なく、戦後の復興は他地域よりも早く進んだが、農業を基幹産業としており、高度経済成長期にも大きな変化は見られなかった。

昭和28年の町村合併促進法の制定により、広島県内でも町村合併の機運が高まったが、それに先駆けて、昭和30年、豊田郡北部を賀茂郡に、賀茂郡沿海部東部を豊田郡に編入する案が県議会で可決され、同年施行された。昭和の大合併等により、市域では賀茂郡西条町、黒瀬町、八本松町、志和町、福富町、豊栄町、河内町、高屋町、豊田郡安芸津町が成立した。

昭和49年、広島大学の総合移転の候補地となった西条町を中心に八本松町、志和町、高屋町の4町が合併し、東広島市が誕生した。

4 交通

東広島市は、広島県の南部、ほぼ中央に位置しており、古代以来、東西交通の要衝として重要な位置を占めた。また、畿内と九州を結ぶ大動脈である瀬戸内海の地乗り航路に面しており、海上交通の面からも重要な位置にある。

現在でも、市の中心部と県内主要都市とは、直線距離でおおむね60km以内の距離にあり、山陽新幹線（東広島駅）、山陽自動車道（志和IC、西条IC、河内IC、高屋JCT・IC）といった高速交通機関を有するとともに、広島空港にも近接している。また、東広島・呉自動車道と東広島高田道路の一部が開通し、高屋JCT・ICに接続している。

一般国道では、南北に国道375号、東西には国道2号が貫いている。国道2号の慢性的な交通渋滞解消と広域連携の強化を目的として、東広島市と広島市都市圏東部（安芸郡海田町）を15分で結ぶ国道2号安芸・東広島バイパスの整備も進められている。

広島空港へのアクセスは、市内の中心部から自動車で約20分（山陽自動車道利用の場合）、鉄道・バス利用で約25分（JR山陽本線西条駅～白市駅、白市駅―広島空港、西条駅―広島空港）と恵まれている。広島空港からは、東京（1時間20分）、成田（1時間30分）、札幌（2時間）の他、仙台、沖縄の国内定期便、海外へは、ソウル、北京（大連経由）、上海、成都（上海経由）、台北・シンガポールの国際定期便が就航し、地方の中心都市にふさわしい空の玄関となっている。

一方、域内交通は鉄道とバスが代表的である。東西に走る鉄道はJR山陽本線と呉線の2路線があり、山陽本線に7駅、呉線に2駅が設置されている。市域の南北を結ぶ公共交通機関はバスのみであるが、過疎化の進行により路線は縮小傾向にある。このような状況の中、市民の主な交通手段は自動車であり、市域に張り巡らされた国道・県道・市道が市民の生活を支えている。

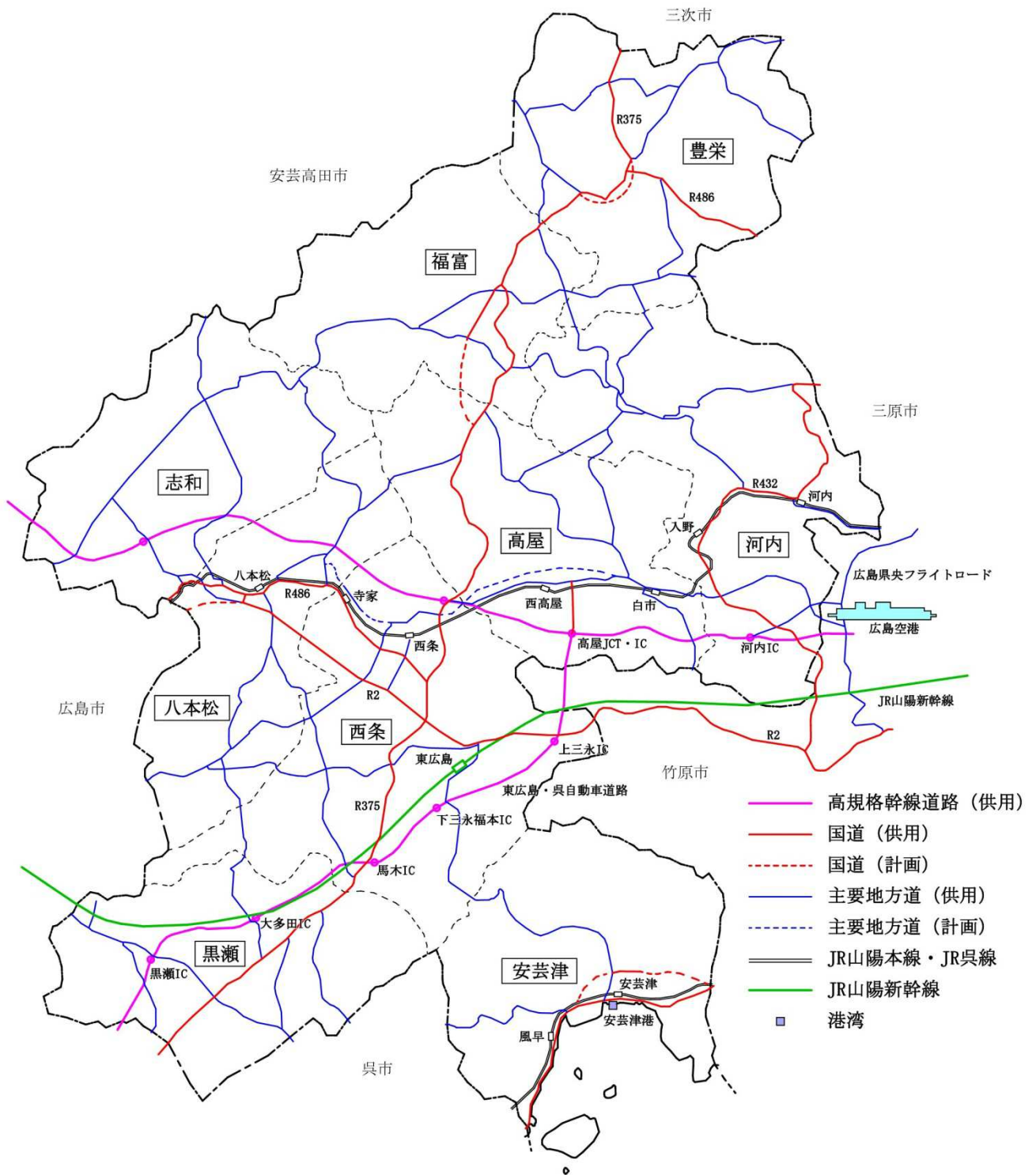


図 2-5 東広島市内交通網

第2節 指定文化財の状況

平成29年9月28日現在、東広島市内の指定文化財は105件である。内訳は、国指定文化財が7件、県指定文化財が24件、市指定文化財が74件である。また、登録有形文化財が81件、登録記念物が1件ある。

地域別の状況は、平成17年の1市5町の合併以前の状況に大きく左右されている。規模的に最大だった旧市が最も多いのは別として、町指定文化財が1件もなかった地域もあり、旧自治体の取組みの度合いによって質・量ともに大きな差が出ていた。合併後、平成24年度まで町指定文化財の見直しをした関係もあって、その状況は依然として解消されていない。

指定文化財の種別にも大きな偏りがある。文化財6類型のうち、無形文化財、有形民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定・認定はなく、無形民俗文化財の件数も少ない。無形民俗文化財の中には、豊栄町指定の「吉原神祇」のように、後継者が途絶え、祭で子供による演技のみになっており、元の形が継承されていないため指定解除したものもあり、指定を増やす以前に過疎化による伝統芸能の消滅が危惧される。次に指定実績のある文化財の現状を種別ごとに整理する。

1 有形文化財

指定件数が最も多いのが有形文化財である。内訳は、建造物が17件、美術工芸品が36件、歴史資料が4件、考古資料が5件である。

最多の美術工芸品は、早くから調査が進んでいて評価の定まっている彫刻が13件と多い。仏画、縁起絵等の宗教画が4件、鏡像・懸仏5件39点、経典3件、銅鐘3件など仏教関係の遺産が多数を占める。この傾向は建造物でも同様で、社寺に関する建物が11件とほとんどを占める。残る2件は町家であり、面積で市内最大となる農村集落に係る建造物は指定がない。

2 民俗文化財

民俗文化財は、無形民俗文化財の指定が5件ある。内訳は、神楽2件、祭礼行事2件、民謡1件である。神楽は市北部、祭礼行事は市南部と地域的な偏りが見られる。

3 記念物

記念物の指定は、史跡と天然記念物がある。史跡は国指定の3件を含めて19件ある。時代的には、古墳時代から近代までを含んでいる。概ね現況や市史跡西条柿伝承地のように伝承に基づいて指定されたものが多く、開発に伴う発掘調査の結果を受けて史跡に指定されたものはわずかに2件である。自然と旧石器時代～弥生時代の遺跡については、調査例が多数に上るにもかかわらず、指定の実績はない。

天然記念物については、動物が特別天然記念物オオサンショウウオ、市天然記念物カスミサンショウウオの2件、地質に関するものが2件のほか、残りの15件は全て樹木に関するものである。

4 登録文化財

登録有形文化財81件と登録記念物1件がある。登録有形文化財の多くは市の主要な伝統的産業である酒造業にかかわるものである。そのほかの登録有形文化財も近代化遺産に属するものが多数を占める。登録記念物の1件は、重森三玲の庭園である。

表 2-1 東広島市内指定文化財一覧

	種別	名称	所在地	指定年月日	備考
1	特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を限らず(市内全域)	S27. 3.29	
2	史跡	安芸国分寺跡	西条町吉行	S11. 9. 3	
3	史跡	三ツ城古墳	西条中央七丁目	S57. 6. 3	
4	史跡	鏡山城跡	鏡山二丁目	H10.1.14	
5	重要文化財	旧木原家住宅	高屋町白市	S41. 6.11	
6	重要文化財	竹林寺本堂	河内町入野(竹林寺)	S57. 6.11	
7	重要文化財	福成寺本堂内厨子及び須弥壇	西条町下三永(福成寺)	H12.12.4	
8	県史跡	野坂完山の墓	西条中央八丁目	S29. 1.26	
9	県史跡	平賀氏の遺跡 〔平賀氏の墓地 御菌宇城跡 白山城跡 頭崎城跡〕	高屋町高屋堀 高屋町高屋堀 高屋町白市 高屋町貞重	S44. 4.28	
10	県重要文化財	銅鐘	西条町下三永(福成寺)	S28. 6.23	
11	県重要文化財	僧行賢関係遺品	高屋町稲木・中島(西品寺他)	S31. 3.30	
12	県重要文化財	紙本著色竹林寺縁起絵巻	河内町入野(竹林寺)	S31. 3.30	非公開
13	県重要文化財	木造地藏菩薩半跏像	河内町入野(竹林寺)	S38.11. 4	
14	県重要文化財	知新集	鏡山一丁目(広島大学)	S41. 4.28	非公開
15	県重要文化財	紙本墨書大般若経	豊栄町乃美(本宮八幡神社)	S42. 5. 8	非公開
16	県重要文化財	木造釈迦如来坐像	安芸津町三津(立花区)	S53. 1.31	
17	県重要文化財	福成寺文書	西条町下三永(福成寺)	S53.10. 4	
18	県重要文化財	金銅唐草文板蓮華文金具置戒体箱	西条町下三永(福成寺)	S59.11.19	
19	県重要文化財	金銅輪宝羯磨文置説相箱	西条町下三永(福成寺)	S59.11.19	
20	県重要文化財	木造薬師如来坐像	西条町吉行(國分寺)	S60. 3.14	開帳時以外非公開
21	県重要文化財	木造薬師如来坐像	西条町寺家(長福寺)	S60. 3.14	
22	県重要文化財	白鳥古墳出土品	西条中央七丁目 (中央図書館三ツ城古墳ガイダンスコーナー)	S62.12.21	
23	県重要文化財	観現寺厨子	西条町御菌宇(観現寺)	H 4.10.29	
24	県重要文化財	紙本墨書大般若経	志和町志和堀(大宮神社)	H 9. 5.19	非公開
25	県天然記念物	竹仁のシャクナゲ群落	福富町上竹仁地区	S26. 4. 6	開花時期以外非公開
26	県天然記念物	鶴亀山の社叢	河内町入野(布多都宮八幡神社・巖島神社)	S30. 9.28	
27	県天然記念物	福成寺の巨樹群	西条町下三永(福成寺)	S57.10.14	
28	県天然記念物	祝詞山八幡神社のコバンモチ群落	安芸津町風早(祝詞山八幡神社)	S59.11.19	
29	県天然記念物	本宮八幡神社の社叢	豊栄町乃美(本宮八幡神社)	S62.12.21	
30	県天然記念物	畝山神社の巨樹群	豊栄町清武(畝山神社)	S62.12.21	
31	県無形民俗文化財	神楽～五行祭～	豊栄町	S44. 4.28	
32	市史跡	保田古墳群	黒瀬町小多田	S48.11. 3	
33	市史跡	仙人塚古墳	高屋町郷	S53.11.15	
34	市史跡	白鳥神社	高屋町郷(白鳥神社)	S53.11.15	

35	市史跡	生城山城跡	志和町志和東	S53.11.15	
36	市史跡	槌山城跡	八本松町吉川・原	S53.11.15	
37	市史跡	宝篋印塔	西条町御菌宇(観現寺)	S53.11.15	
38	市史跡	藤原春鶯の碑	西条町下三永(築地神社)	S53.11.15	
39	市史跡	小谷焼窯跡	高屋町小谷	S53.11.15	
40	市史跡	岩幕山古墳	黒瀬町宗近柳国	S55.11. 3	
41	市史跡	西条栴伝承地	西条町寺家(長福寺)	S57. 5.22	
42	市史跡	塔ノ岡古墳	豊栄町安宿	S58. 1. 6	
43	市史跡	宮ヶ迫古墳	豊栄町乃美	S58. 1. 6	
44	市史跡	山王古墳群のうち1～3・7号古墳	豊栄町鍛冶屋	H14. 2.15	
45	市史跡	西本6号遺跡	高屋町大島	H17. 5. 2	
46	市重要文化財	写本紙本著色竹林寺縁起絵巻	河内町入野(竹林寺)	S47.11.16	非公開
47	市重要文化財	木造薬師如来坐像及び木造十二神将像	河内町戸野(魔東光寺)	S47.11.16	
48	市重要文化財	内島晧園襖絵	黒瀬町檜原(西福寺)	S48.11. 3	1週間前に連絡必要
49	市重要文化財	祝詞山八幡神社棟札	安芸津町風早(祝詞山八幡神社)	S53. 2.13	非公開
50	市重要文化財	唐絵涅槃像	志和町志和東(並滝寺)	S53.11.15	非公開
51	市重要文化財	薬師如来坐像	西条町吉行(國分寺)	S53.11.15	開帳時以外非公開
52	市重要文化財	懸佛	志和町志和堀(大宮神社)	S53.11.15	非公開
53	市重要文化財	八王子観音菩薩立像	高屋町高屋堀(円満寺)	S53.11.15	
54	市重要文化財	銅鐘	志和町志和堀(市中神社)	S53.11.15	
55	市重要文化財	木彫十二神将立像	西条町寺家(長福寺)	S57. 5.22	
56	市重要文化財	木彫延命地藏菩薩半跏像	志和町志和東(並滝寺)	S57. 5.22	
57	市重要文化財	慶長の検地帳	西条下見六丁目(明顕寺)	S57. 5.22	非公開
			高屋町重兼	S57. 5.22	非公開
58	市重要文化財	竹林寺仏堂	河内町入野(竹林寺)	S63. 7. 7	
59	市重要文化財	竹林寺縁起絵軸	河内町入野(竹林寺)	S63. 7. 7	
60	市重要文化財	竹林寺龍虎の間襖絵	河内町入野(竹林寺)	S63. 7. 7	
61	市重要文化財	竹林寺石造物	河内町入野(竹林寺)	S63. 7. 7	
62	市重要文化財	杣木の石造地藏菩薩立像	河内町入野	S63. 7. 7	
63	市重要文化財	真光寺宝篋印塔	河内町小田(魔真光寺)	S63. 7. 7	
64	市重要文化財	小田八幡神社板碑	河内町小田(小田八幡神社)	S63. 7. 7	
65	市重要文化財	新宮神社本殿	西条町寺家(新宮神社)	H 3. 6.18	
66	市重要文化財	旧石井家住宅	西条町下見	H 5. 3.19	
67	市重要文化財	銅鐘	西条中央三丁目(慶徳寺)	H 8. 6.19	
68	市重要文化財	竹林寺仁王門の金剛力士像	河内町入野(竹林寺)	H 8.10. 1	
69	市重要文化財	本宮八幡神社社殿	豊栄町乃美(本宮八幡神社)	H 8.10.18	
70	市重要文化財	三島神社奉納俳諧額	黒瀬町菅田(三島神社)	H 9. 2.27	複製品のみ見学可

71	市重要文化財	樋之上八幡神社の棟札・絵馬	黒瀬町津江(樋之上八幡神社)	H 9. 2.27	非公開
72	市重要文化財	慶雲寺観音堂厨子	黒瀬町南方(慶雲寺)	H 9. 2.27	
73	市重要文化財	五部大乘経	志和町志和堀(大宮神社)	H10. 3.17	非公開
74	市重要文化財	大宮神社宮蔵	志和町志和堀(大宮神社)	H10. 3.17	
75	市重要文化財	國分寺護摩堂	西条町吉行(國分寺)	H11. 2.18	
76	市重要文化財	國分寺仁王門	西条町吉行(國分寺)	H11. 2.18	
77	市重要文化財	土井家作帳	黒瀬町兼沢	H13. 2.27	非公開
78	市重要文化財	樋之上八幡神社の懸仏	黒瀬町津江(樋之上八幡神社)	H13. 6.28	非公開
79	市重要文化財	大多田八幡神社の懸仏	黒瀬町大多田(大多田八幡神社)	H13. 6.28	非公開
80	市重要文化財	門前神社の懸仏	黒瀬町乃見尾(門前神社)	H13. 6.28	非公開
81	市重要文化財	西本6号遺跡出土品	河内町中河内(出土文化財管理センター)	H17. 5. 2	
82	市重要文化財	線刻十一面観音鏡像	高屋町杵原(正原薬師堂)	H26. 4.17	
83	市重要文化財	横田1号遺跡出土品	河内町中河内(出土文化財管理センター)	H27.4.16	
84	市重要文化財	木造獅子狛犬	志和町奥屋(二宮神社)	H27.4.16	
85	市重要文化財	頭崎神社本殿	高屋町貞重(頭崎神社)	H28.4.21	
86	市重要文化財	大槇3号遺跡出土品	河内町中河内(出土文化財管理センター)	H28.4.21	
87	市重要文化財	赤瓦製祠	河内町中河内(出土文化財管理センター)	H29.4.16	
88	市重要文化財	並瀧寺本堂	志和町志和東(並瀧寺)	H29.9.28	
89	市重要文化財	並瀧寺庫裏	志和町志和東(並瀧寺)	H29.9.28	
90	市天然記念物	蓮教寺のアスナロ	豊栄町清武(蓮教寺)	S50. 3. 1	
91	市天然記念物	ちしゃのき	安芸津町三津(多那都神社)	S52. 4. 7	
92	市天然記念物	三大妙見神社の社叢	安芸津町風早(三大妙見神社)	S57. 6.28	
93	市天然記念物	大芝の褶曲した地層	安芸津町風早	S59. 6. 1	
94	市天然記念物	飯田のナシ	豊栄町飯田	S60. 2.22	
95	市天然記念物	中原神社のケヤキ	志和町志和東(中原神社)	S61. 3.15	
96	市天然記念物	二宮神社のクスノキ	志和町別府(二宮神社)	S61. 3.15	
97	市天然記念物	小倉神社のタブノキ	八本松町原(小倉神社)	S61. 3.15	
98	市天然記念物	カスミサンショウウオ	東広島市一円	S61.11. 5	
99	市天然記念物	三永のサルスベリ	西条町下三永	H10. 3.17	
100	市天然記念物	蓮光寺の大イチョウ	安芸津町三津(蓮光寺)	H13. 3.26	
101	市天然記念物	苦ノ辻中生代魚類化石産出層	豊栄町吉原	H12. 8.30	
102	市重要無形民俗文化財	小田神楽	河内町小田	S49.12. 1	
103	市重要無形民俗文化財	宇山民謡	河内町宇山	S50. 2. 1	
104	市重要無形民俗文化財	三津祇園祭り	安芸津町三津	H2.11.25	
105	市重要無形民俗文化財	祝詞山八幡神社大祭の神賑行列	安芸津町風早	H2.11.25	

表 2-2 東広島市内登録有形文化財一覧

	種類	名 称	所 在 地	登録年月日	備考
1	登録有形文化財 (建造物)	時報塔	志和町志和堀	H 9. 9. 3	
2	登録有形文化財 (建造物)	三永の石門	西条町上三永	H10. 9. 2	
3	登録有形文化財 (建造物)	呉市水道局三永水源地堰堤	西条町下三永	H11. 7. 8	春季の公開時以外非公開
4	登録有形文化財 (建造物)	中の峠隧道	西条町郷曾	H12. 4.28	
5	登録有形文化財 (建造物)	深山変電所本館(旧椋梨川発電所本館)	河内町中河内	H19. 5.15	敷地内非公開
6	登録有形文化財 (建造物)	明眼寺本堂	福富町下竹仁	H19.12. 5	
7	登録有形文化財 (建造物)	金原家住宅主屋	西条町下三永	H24. 8.13	非公開
8	登録有形文化財 (建造物)	金原家住宅離れ	西条町下三永	H24. 8.13	非公開
9	登録有形文化財 (建造物)	金原家住宅門	西条町下三永	H24. 8.13	非公開
10	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造事務所	西条本町	H28. 8. 1	
11	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造一号蔵	西条本町	H28. 8. 1	
12	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造背戸蔵	西条本町	H28. 8. 1	
13	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造二号蔵	西条本町	H28. 8. 1	
14	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造昭和蔵	西条本町	H28. 8. 1	
15	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造福神寮	西条本町	H28. 8. 1	
16	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造従業員寮	西条本町	H28. 8. 1	
17	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造瓶詰場	西条本町	H28. 8. 1	
18	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造恵比寿蔵煙突	西条本町	H28. 8. 1	
19	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造門柱	西条本町	H28. 8. 1	
20	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造三号蔵	西条本町	H28. 8. 1	
21	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造四号蔵北棟	西条本町	H28. 8. 1	
22	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造四号蔵南棟	西条本町	H28. 8. 1	
23	登録有形文化財 (建造物)	福美人酒造三号蔵煙突	西条本町	H28. 8. 1	
24	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造店舗兼主屋	西条上市町	H28. 8. 1	
25	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造新座敷	西条上市町	H28. 8. 1	
26	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造土蔵	西条上市町	H28. 8. 1	
27	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造門及び塀	西条上市町	H28. 8. 1	
28	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造前蔵	西条上市町	H28. 8. 1	
29	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造通路棟	西条上市町	H28. 8. 1	
30	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造火蔵	西条上市町	H28. 8. 1	
31	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造中蔵及び東蔵	西条上市町	H28. 8. 1	
32	登録有形文化財 (建造物)	賀茂泉酒造煙突	西条上市町	H28. 8. 1	
33	登録有形文化財 (建造物)	旧広島県西条清酒醸造支場本館	西条上市町	H28. 8. 1	
34	登録有形文化財 (建造物)	旧広島県西条清酒醸造支場精米所	西条上市町	H28. 8. 1	
35	登録有形文化財 (建造物)	旧広島県西条清酒醸造支場醸造蔵	西条上市町	H28. 8. 1	

36	登録有形文化財 (建造物)	旧広島県西条清酒醸造支場煙突	西条上市町	H28. 8. 1	
37	登録有形文化財 (建造物)	旧広島県西条清酒醸造支場門柱	西条上市町	H28. 8. 1	
38	登録有形文化財 (建造物)	亀齡酒造洋館	西条本町	H28. 8. 1	
39	登録有形文化財 (建造物)	亀齡酒造一号蔵	西条本町	H28. 8. 1	
40	登録有形文化財 (建造物)	亀酒酒造一号蔵煙突	西条本町	H28. 8. 1	
41	登録有形文化財 (建造物)	亀齡酒造門柱	西条本町	H28. 8. 1	
42	登録有形文化財 (建造物)	亀齡酒造五号蔵	西条本町	H28. 8. 1	
43	登録有形文化財 (建造物)	亀齡酒造七号蔵煙突	西条本町	H28. 8. 1	
44	登録有形文化財 (建造物)	西條鶴醸造店舗兼主屋	西条本町	H28. 8. 1	
45	登録有形文化財 (建造物)	西條鶴醸造角屋	西条本町	H28. 8. 1	
46	登録有形文化財 (建造物)	西條鶴醸造酒宝蔵醸造蔵	西条本町	H28. 8. 1	
47	登録有形文化財 (建造物)	西條鶴醸造酒宝蔵仕込蔵	西条本町	H28. 8. 1	
48	登録有形文化財 (建造物)	西條鶴醸造酒宝蔵煙突	西条本町	H28. 8. 1	
49	登録有形文化財 (建造物)	山陽鶴酒造黒松一号蔵	西条岡町	H28. 8. 1	
50	登録有形文化財 (建造物)	山陽鶴酒造黒松二号蔵	西条岡町	H28. 8. 1	
51	登録有形文化財 (建造物)	山陽鶴酒造黒松三号蔵	西条岡町	H28. 8. 1	
52	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造本社事務所	西条本町	H29.6.28	
53	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造研究室棟	西条本町	H29.6.28	
54	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造二号蔵東西棟	西条本町	H29.6.28	
55	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造二号蔵南北棟	西条本町	H29.6.28	
56	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造二号蔵東井戸	西条本町	H29.6.28	
57	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造二号蔵西井戸	西条本町	H29.6.28	
58	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造二号蔵煙突	西条本町	H29.6.28	
59	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造三号蔵	西条本町	H29.6.28	
60	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造三号蔵煙突	西条本町	H29.6.28	
61	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造四号蔵	西条本町	H29.6.28	
62	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造四号蔵井戸	西条本町	H29.6.28	
63	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造四号蔵煙突	西条本町	H29.6.28	
64	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造八号蔵煙突	西条本町	H29.6.28	
65	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造蓬萊庵画室棟	西条本町	H29.6.28	
66	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造一号蔵西棟	西条本町	H29.6.28	
67	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造一号蔵東棟	西条本町	H29.6.28	
68	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造一号蔵北土蔵	西条本町	H29.6.28	
69	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造一号蔵南土蔵	西条本町	H29.6.28	
70	登録有形文化財 (建造物)	賀茂鶴酒造一号蔵井戸	西条本町	H29.6.28	
71	登録有形文化財 (建造物)	旧石井家住宅主屋	西条本町	H29.6.28	
72	登録有形文化財 (建造物)	旧石井家住宅土蔵	西条本町	H29.6.28	
73	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造延宝蔵南端棟	西条本町	H29.6.28	

74	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造延宝蔵北端棟	西条本町	H29.6.28	
75	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造延宝蔵井戸	西条本町	H29.6.28	
76	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造延宝蔵煙突	西条本町	H29.6.28	
77	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造天保蔵仕込蔵	西条本町	H29.6.28	
78	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造天保蔵精米所	西条本町	H29.6.28	
79	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造天保蔵井戸	西条本町	H29.6.28	
80	登録有形文化財 (建造物)	白牡丹酒造天保蔵煙突	西条本町	H29.6.28	
81	登録有形文化財 (建造物)	小島屋土蔵	西条本町	H29.10.27	

表 2-3 東広島市内登録記念物

	種類	名 称	所 在 地	登録年月日	備考
1	登録記念物 (名勝地)	前垣庭(寿延庭)	西条上市町	H28. 3. 1	非公開



写真 2-1 重要文化財 旧木原家住宅(高屋町:表 2-1・5)



写真 2-2 県重文 銅鐘(福成寺:
西条町:表 2-1・10)



写真 2-3 県重文 木造釈迦如来
坐像(安芸津町:表 2-1・16)



写真 2-4 県天然記念物 シャクナゲの群落
(福富町:表 2-1・25)



写真 2-5 県天然記念物 畝山神社の巨樹群(豊栄町:表 2-1・30)



写真 2-6 市史跡 仙人塚古墳(高屋町:表 2-1・33)



写真 2-7 市重文 真光寺宝篋印塔(河内町:表 2-1・63)

※ () 内表記は、町名 : 表番号・一覧表番号の順



写真 2-8 市重文 大多田神社の懸仏(黒瀬町:表 2-1・79)



写真 2-9 市重文 五部大乘経(志和町:表 2-1・73)



写真 2-10 市重要無形民俗文化財 祝詞山八幡神社大祭の
神賑行列(安芸津町:表 2-1・105)



写真 2-11 登録記念物 前垣氏庭園(寿延庭)
(西条町:表 2-3・1)



写真 2-12 登録有形文化財 時報塔(志和町:表 2-2・1)



写真 2-13 登録有形文化財 福美人酒造事務所(表 2-2・10)
登録有形文化財 福美人酒造 1 号蔵(表 2-2・11)
登録有形文化財 福美人酒造 2 号蔵(表 2-2・13)
登録有形文化財 福美人酒造恵比寿蔵煙突(表 2-2・18)
登録有形文化財 福美人酒造門柱(西条町:表 2-2・19)

※ () 内表記は、町名 : 表番号・一覧表番号の順

第3節 東広島市の埋蔵文化財

1 埋蔵文化財の取扱い

本市は、昭和49年の市制施行以来、西条町、高屋町といった市の主要部を中心に道路建設、宅地造成、大学の移転等開発が相次ぎ、それに伴って埋蔵文化財の発掘調査が急増した。市では、開発に伴って埋蔵文化財が無秩序に失われることのないよう、他部局と連携の上、開発に当たって事前協議を行うよう事業者に指導している。他部局との連携については、開発担当部局の担当者が異動しても引き続き連携が取れるよう、毎年度始めに本市管轄の国・県・市の開発担当部局に対し、開発行為に当たっての事前協議、窓口に来る開発事業者に対する文化財の有無及び取扱いについての事前協議の徹底を依頼している。その結果、平成27年度の事前協議件数は245件、平成26年度の事前協議件数が212件、平成25年度の事前協議件数が205件と、例年200件を超える事前協議がなされている。

また、文化財保護法第93条、第94条による埋蔵文化財発掘の届出・通知の件数は平成27年度80件、平成26年度59件、平成25年度42件であり、それぞれ遺跡に及ぼす影響や面積、工法に応じて、発掘調査、立会、慎重工事によって遺跡を保護するよう指導・助言を行っている。

2 遺跡把握の状況

平成29年2月現在、東広島市内の遺跡は1670件を数える。これら遺跡の数量は確定したものではなく、事前協議に伴う分布調査・試掘調査によって毎年増加している。昭和40年代から市域の遺跡確認は行われてきたが、当時の遺跡確認は、実際の確認調査・試掘調査によるものではなく、地形による確認及び遺物の表面採取によるものであった。平成に入ってから事前協議システムの運用・定着が徐々に進み、これまで全く遺跡が確認されていなかった地域でも数多くの遺跡が確認されるようになった。このことは、昭和57年の文化庁発行の広島県遺跡地図に採録された東広島市域の遺跡が590件ほどであったことからすれば、3倍近くに増加しており明白である。ちなみにここ数年の試掘調査件数は平成27年度44件、平成26年度59件、平成25年度55件となっている。

3 既往の発掘調査とその体制

東広島市域の遺跡発掘調査の先駆けは、昭和7(1932)年、広島県が行った安芸国分寺塔跡の発掘調査である。この調査の成果によって安芸国分寺塔跡は昭和11年9月、広島県内で3件目の史跡に指定されている。続く発掘調査は昭和26年、広島大学を中心とする調査団によって西条町の三ッ城古墳の調査が実施されている。

以上は、広島県考古学の黎明期を代表する学術調査であるが、昭和50年代から、本市においても開発に伴う緊急発掘調査が徐々に増え始める。広島県教育委員会が高屋町で実施した『賀茂カントリークラブゴルフ場内遺跡群発掘調査報告』(1975年)や県教育委員会と東広島市教育委員会が高屋町で実施した『西本遺跡群』(1976年)が早いものである。昭和60年代以降、緊急発掘は急激に増加し、平成に入ってピークに達した。これらはバブル期に当たっての全国的な傾向であるが、本市では広島市のベッドタウンとしての住宅地の供給と広島大学の総合移転とが重なり、急速な都市化によって広島県内で最も発掘調査が盛んに行われる地域となった。平成5年には増加する発掘調査に対応するため、財団法人東広島市教育文化振興事業団の中に文化財センターを設立し、発掘調査の実務を担った。財団法人東広島市教育文化振興事業団が担当した発掘調査は西本6号遺跡や史跡安芸国分寺跡、四日市遺跡等多数に及び、平成25年刊の『御建遺跡発掘調査報告書Ⅱ』に至るまで80冊の発掘調査報告書

を刊行している。平成 25 年、財団法人東広島市教育文化振興事業団内の文化財センターを廃止し、東広島市教育委員会生涯学習部文化課に調査係及び出土文化財管理センターを新設して、埋蔵文化財の有無の協議から発掘調査までを一貫して行う体制としている。

4 東広島市の埋蔵文化財の特色

本市の埋蔵文化財の特色として挙げられるものは、第 1 に遺跡数の多さである。ただし、これは絶対数ではなく、現在確認されている遺跡数のことである。遺跡の規模の正確な数字を出すことはできないが、1 ha を超える大規模な遺跡は少なく、圧倒的多数は 1000 m²以下である。これは県内他地域に比べて小規模な遺跡が多いことを示すのではなく、遺跡確認の体制が適切に機能しているため、小規模な遺跡でも網の目に掛かることを意味しているのであろう。

第 2 の特色は遺跡分布の偏りである。市中心部に当たる西条町北部から高屋町西半部の密度が最も高く、それに次ぐのが豊栄町の中央から東部にかけてである。その他の地域は相対的に遺跡の分布密度が低い。特に黒瀬町南部は、広い盆地を有し、現在は豊かな田園地帯であるが、古墳と城跡が少数分布するのみで、それ以外の遺跡はほとんど確認されていない。このような遺跡の分布がどのような理由でもたらされたのか明らかになっていないが、遺跡分布の粗密は、人々の地域開発の歴史を物語るものであろう。

第 3 の特色としては遺跡が形成された時代の分布に偏りが見られる点が挙げられる。本市では、1 項で述べたように事前協議の体制を整えており、分布・試掘調査によって埋蔵文化財の事前把握に努めている。実際に大規模な発掘調査に至る事例は多くないが、分布・試掘調査によって遺跡の大まかな種別や時期が明らかとなる。このような分布・試掘調査の結果や発掘調査の結果によれば、本市域の遺跡は旧石器時代から縄文、弥生時代を経て、時代ごとに順調に遺跡数が増えていくのではなく、特定の時代に遺跡数の著しい増加が見られるということである。遺跡数が著しく増加する時代は、弥生時代中期～末期、平安時代末期、室町戦国期、江戸時代後期以降である。逆に遺跡数が非常に限られる時代には、旧石器時代～弥生前期、奈良・平安時代前期、鎌倉時代、江戸時代前期が挙げられる。また、集落遺跡に限っていえば、古墳時代の集落遺跡も非常に限定的である。

上記のような本市の埋蔵文化財の特色は、本市域の歴史的な成り立ちを示すものであり、より精度の高い分析により、文献・史料に現れない本市域の歴史を明らかにすることが期待される。

5 東広島市の埋蔵文化財の課題

本市の埋蔵文化財行政は、県内他市町と比較した場合、担当職員の員数、調査体制等において充実しているといえる。それでは、東広島市における埋蔵文化財の課題とは何か。これまで本市で実施された発掘調査は、史跡三ッ城古墳、史跡安芸国分寺跡などの史跡整備に係る調査と一部の遺跡の確認調査を除いて、大部分が開発に伴う緊急発掘調査である。結果としてほとんど全てが記録保存にとどまり、現地で重要な遺構が保存できたものはごくわずかである。



写真 2-14 出土文化財管理センター

発掘調査を実施すれば基本的に遺跡は破壊されることに鑑み、近年は事前協議によりできるだけ発掘調査を実施せず、工法の変更等により現地に遺跡を保存することを優先している。遺跡の大部分が地下に保存されるというメリットは大きいですが、破壊される部分のみの限定的な発掘調査が実施されて遺跡の全体像が不明のままとなり、結果的に遺跡の価値が評価できず、歴史・文化の調査・研究の進展に寄与するところが少ないというデメリットも生じる。

開発に伴う緊急発掘調査では、遺跡の保存・活用という点では後手に回ることは否めない。今後の課題としては、遺跡の保存・活用を目的とした調査が可能な体制にシフトし、重要な遺跡の保存・活用を積極的に図ることが挙げられる。



写真 2-15 西本 6 号遺跡(高屋町)